

アルケイアー記録・情報・歴史
第七号 二〇一三年三月 一五三―一七七頁
南山大学史料室

『師守記』紙背文書にみる文書管理

永井英治

南山大学史料室

Records Management Seen in the Documents
Written on the Reverse of the Sheets of
Moromori-ki (NAKAHARA Moromori's Log)

Nanzan University Archives

NAGAI Eiji

archeia: documents, information and history
No.7 March, 2013 pp.153-177
Nanzan University Archives

はじめに

一 日記の自筆本

二 裏書と本文

三 紙背文書

(一) 八朔の書状群

(二) 紙背文書の年次からみる文書管理
むすびにかえて

『師守記』紙背文書にみる文書管理

永井英治

はじめに

紙背文書についての歴史研究者の共通認識は、①興味深い内容のものが多い、②反故とされた文書の裏が再利用された結果である、ということになる。①は印象論の感が強く具体性に欠けるが、おそらく研究者の実感であるとともに、②と関連させることでその趣旨を明確にすることができる。それは、紙背文書は、権利文書のように図的に残された文書と異なり、廃棄され反故となった文書であるため、伝えられるべくして伝えられた文書にはみられない内容を多く含んでいる、という理解である。^①このように廃棄された文書が興味深い内容を持つことについては、紙背文書に限るものではなく、襖の下張文書、漆紙文書、さらに近年では紺紙金字経の料紙に使用された文書などにも指摘される。^②

しかし、近年では、②について異なる理解を必要とする事例が紹介されている。三条西実隆の日記の紙背文書进行分析し、紙背文書のなかに日記の本文と関係あるものが含まれることを指摘した末柄豊の研究により、紙背文書は

反故となつて料紙として利用された文書であり廃棄された文書であるとは限らなくなつたのである。これまでも、書状の差出人を供養するため、書状の裏に写経をすることが指摘されており、文書の裏に何かを書き付ける場合、その文書が単に料紙として利用されるばかりではないことは知られていた。牛王宝印を翻して起請文を認める行為でも、牛王宝印の裏に書くことに意味がある。この場合も、料紙として利用されるモノにもともと何が書かれていたが重要な意味を持つ。

古文书学に比べて体系化が遅れていた古記録学であるが、近年、入門書的な性格を持つ編著が刊行されるようになった。そのひとつである高橋秀樹『古記録入門』³⁾は、日記の本文を読み解くための概説とともに、日記の形態論についても紙数を割いている。また、元木泰雄・松蘭斉編『日記で読む日本中世史』⁴⁾は、戦国・織豊期まで多彩な記主によって書かれた日記を取り上げ、興味深く紹介している。個々の日記の解説では、当該日記の成立過程や形態、伝来について論じているが、焦点はやはり、日記から読み取ることのできる情報の豊かな可能性に置かれており、やや本文読解に重きが置かれている。本文を読み進めるための古記録学の体系化はなお課題であろうか、それとともに、テキストを読み解く前提としての日記の形態論・伝来論的な史料論も重要である。前述の紙背文書についての新たな論点や、暦記と日次記との関係⁵⁾など、課題は少なくない。

そこで本稿では、日記の史料論の一部をなす紙背文書を対象に、文書の裏が利用され、紙背文書が発生する過程を改めて考えてみたい。関心は、日記そのものからやや離れ、紙背文書が紙背文書となる以前の状態を考えることにある。その過程で、日記本文に書写される文書、日記の裏書などにも論及するが、主たる関心の対象は再利用される料紙である。これは、モノとして日記が成立することに関する史料論の一部となろうが、同時に、日本中世の文書管理史を志向するものでもある。

文書管理史はアーカイブズ学を構成する文書管理論の歴史的研究であり、日本中世史に即した場合、河音能平が比較的早くからその重要性を指摘していた。⁹⁾ 河音の研究は、中世前期を主な対象としつつ、正倉院文書から南北朝・室町期までの事例を扱って、太政官や諸権門における文書の管理と廃棄について、機能論的発想から論じたものである。主たる論点は、権利証明文書を再発給するための原簿保管である。

河音の問題関心は『中世文書論の視座』¹⁰⁾を生み出し、文書管理論は惣村文書論¹¹⁾、訴訟文書論¹²⁾として成果を生んだ。また、寺院における文書についても成果が蓄積された。¹³⁾ また、上島有が、東寺文書研究から発展させた研究に自覚的にアーカイブズ学的関心を取り入れて精力的に研究を発表していることは、特筆される。¹⁴⁾

近年、厳島神社における文書管理の分析をまとめた松井輝昭は、日本中世を対象とした文書管理史の研究が困難な理由として、分析対象とすべき中世の状態が伝えられていない史料の限界を指摘した。¹⁵⁾ 残された僅かな情報から文書管理について考えようとするとき、紙背文書は、中世に再利用された状態がほぼそのまま残っている稀有な事例といえる。廃棄までが文書管理史を構成するとしても、廃棄以前に管理されていた状態を廃棄の際の情報から考へることができれば、紙背文書を利用して文書管理について検討することができよう。ここに、紙背文書を対象としたアーカイブズ学的研究の可能性が生じることになる。

いささか前置きが長くなったので、次章で、紙背文書を論じる前提として不可欠である、日記の記述・作成について論じよう。

一 日記の自筆本

紙背文書は、典籍類にもみられるが、本稿では、文書の裏が利用される年代や利用した人物を考え易い自筆本の日記として、南北朝内乱初期の下級官人である中原師守の日記（『師守記』）を対象とする。『師守記』については、史料纂集に収録され、比較的利用し易い状態になっているといえる。外記の家としては松園齋が言及し¹⁶、遠藤珠紀は大炊寮の運営を分析して知行官司制を論じ¹⁷。森茂暁は、師守の兄・師茂が文殿衆であり、師守も記録所寄人に任じられたことから南北朝内乱初期の朝廷裁判制度の分析に利用した¹⁸。このように『師守記』は多彩な視点から利用されているが、史料纂集の解説でも、これが自筆本であることは指摘しても、それ以上には言及しない。

自筆本に草稿本と清書本があることはすでに芥木一馬によって指摘されており¹⁹、基礎的な知識であると思われるが、時に意識されなかった場合がある。なお、草稿（本）という用語は、のちに清書されることを想定した表現であり、清書されなかった場合を考えるとやや適切さを欠く表現と思われる。本稿では、毎日ではないとしてもそのつど書き連ねられた日記を表す表現として書き継ぎ本という表記を用いる。某月某日の日記はその日に書かれているか、後筆部分はないかという関心は、清書本か書き継ぎ本かという疑問に始まるはずである。これは、本文のみ問題ではない。

日記の紙背文書の年次比定を行なうとき、自筆本であるか写本であるかは意識されるが、自筆本の場合、書き継ぎ本であるか清書本であるかの問題に自覚的でない場合がある²⁰。文書として紙を利用（一次利用）したのち、その裏を利用して日記を書く（二次利用）という経緯を逆にして、日記本文の日付よりも紙背文書の年次は古いとする原則は、清書本には当てはまらない。これは写本と同じであって、日記本文の日付よりも新しい文書が再利用され

ることが当然のように起こる。

さらに、厳密に言えば、書き継ぎ本の場合も、数日分をまとめて書くことになれば、はじめの方の記事では、その日付よりも新しい文書が利用されることは起こり得る。かなり細かいことではあるが、これは、文書の裏がいつ利用されることになったかを考えるとき、注意を要する。この点は、『民経記』が記される過程を紙背文書の分析によって復元した大村拓生によって指摘されている。大村の観察は、文書の裏がいつ利用されることになったかより、日記がどのように記されていたかに重点がおかれている。これは大村が意図する日記の史料論であり、本稿とは関心がやや異なる²³⁾。大村の指摘によれば、『民経記』の記主である藤原経光は、出仕のない日に数日分をまとめて書くことがあり²⁴⁾、その場合、料紙もまとめて用意された。裏を利用する文書は、サイズを揃えて積み重ねられていたとされる。そのなかには、経光の父・頼資が持っていた文書も含まれていた。予め用意された料紙で足りない場合は、手元にある書状などのなかで直ちに廃棄できるものを利用した。このように書き継ぎ本の料紙を観察することで、料紙に利用される文書に二種類のグループがあったことまで指摘されているのであり、書き継ぎ本という視点の有効性が理解されよう。

では、『師守記』はどうか。『師守記』はまず、具中暦およびその紙背に記したものが多く、この点で、尾上陽介が想定する、あらかじめ「日記帳」を用意する方法が用いられる場合が多かったことになる。

次に、毎日書き継いだか、数日分をまとめて書いたかについて考えたい。まとめて書いた結果とみられる事例をみてみよう。康永元年（一三四二）五月十一日条の本文には女院の死去に際し「雑訴奏事等、何ヶ日被閣候乎」について洞院公賢から問い合わせを受ける記述がある。裏書にはそれに関する中原師右の五月十一日付書状が写されており、続けて、翌日付の四条隆持奉書による返信も写されている。この返信には「件返事翌日十二日到来」とあ

り、翌十二日に受け取った書状が前日の裏書として記されている。康永三年（一三四四）五月二十九日条では、神今食卜形ならびに来月分配について「早速今日賜之」六月日付の裏書が五月二十九日条から同年六月一日条にかけて紙背にある。これは、少なくとも六月一日条までは裏書を書くだけの準備ができていなければならない。さらに、五月三十日・六月一日に裏書を書くことがなかったために可能となった事態であるから、五月二十九日の裏書を書く段階で六月一日までの本文が記されていたとみるのが合理的である。

さらに、康永元年（一三四二）五月三十日～六月三日条の紙背文書には、康永元年（一三四二）六月十一日付廻文があり、ここでは、日付の前後関係から、まとめて書いたことが明らかである。また、貞治五年（一三六六）十一月十三日条は、本文に「十二日之事也」「見十四日記」という傍注が記されており、また頭書にも「十四日事也」と傍注がある。それぞれ、当該条の本文・頭書に関連記事があり、傍注が正しいことがわかる。この日付の錯簡は、まとめて書いたために起こったとみられる。

『師守記』では受け取った文書を書き写すとき、文書に記された日付ではなく、受け取った日付にかけて書き写し、その返事を書いて書き写す傾向がある。これを正確に行うためには、受け取ったその日に書き写すことを原則とするか、文書を整理しておかなければならない。ただし、そのような錯簡はむしろ少数で記主も注意するであろうから、基本的には端裏書を書き写すなどの整理ができていたか、ほぼ記憶を誤ることのない日数しかまとめてかくことはなかったとみてよいであろう。

以上、確定的に述べることはできなかったが、師守の日記作成は、複数日の記事をまとめて書くことがあっても長期にわたることはなく、康永元年（一三四二）五月末から翌六月初旬に至る時期は、例外的に遅れて記述したのではないかとみられる。『師守記』の日記本文はほぼリアルタイムで記述されたとみてよいであろう。

二 裏書と本文

『師守記』を通覧してほぼ全体にわたって指摘できることは、公事についての問い合わせに回答する記述が多いことである。暦応四年（一二三四）正月十四日、師茂は洞院公賢から公卿補任の年月日についての不審について問い合わせを受け回答した。さらに翌日も尋ねられ、不審について尋ねられることは「面目之至」と前置きして回答した。尋ねられる器量を自負した表現といえよう。松菌齋が指摘した外記の「日記の家」としての職能が実感される。²⁶

調査し回答した結果は、「勘例注裏」などと書いて裏書に記されることがある。この場合、「注裏」の記載がなくとも裏書に記されることがあり、「注裏」記載の有無は必ずしも一定しない。また「注左」と書いてから「左」の字を見せ消子にして「裏」と書き直すことがある。「注裏」との記述のあと、ほかの記事が続くこともあり、その記事の文頭に「後聞」、あるいは文末に「云々」とある場合、裏書だけを後日の書入れとすることはできない。裏書は表側に続けて書こうとして考えを変えた場合や、はじめから裏に書くつもりであった場合があったと推定される。とすれば、裏書は単に料紙の表に書き切れないから裏に書くだけではなく、裏に表より低い位置付けとしての意味があったと考えられる。勘例はそのまま続けて引用されていることもあり、同じ趣旨の勘例や諷誦文が、表に書かれたり裏書になったりすることもあり、その時々判断によるとしか理解できない。「日記の家」の記録者として、このような勘申に自己の存在意義を認めていたのかもしれないが、問い合わせの対象は制符（新制）や幕府法に及び、手持ちの日記を書写して提出することも求められている。一方で、貞和元年（一二四五）十二月九日条の頭書では、興福寺の嗾訴張本について裁判の先例を尋ねられたときには、先例があったとしてもこれを勘申しな

いことが故実であるとしている。尋ねられた事項について持てる情報を総動員して答えるだけが「日記の家」の機能ではなく、出すべきではない情報については出さないという職務への自負と完成度が窺える。

これらに共通しているのは、それまでに蓄積された知識への依存であり、「日記の家」でなくては不可能な機能である。貞治三年（一三六四）五月七日条本文では、坂上明宗から文書が入った櫃・皮子二十合を預かっており、文庫の保管機能が評価されていたとみられる。しかし、『師守記』が新たに獲得した公事情報は決して豊かであるとは言えず、家政についても充実しているとはいえない。『師守記』に新たに記された情報が、はたして将来、参照に利用できるのかと疑問を覚えざるを得ない。著名な異国牒状²⁶についても先例勘申の部分であり、先例勘申こそが『師守記』の得意とするところであるなら、「日記の家」の先細りが予想される。中世後期の日記の特徴として松蘭斎が指摘したように²⁷、参照されるべき日記にならなかつた一例と考えなければならない。ただしこれは、師守へもたらされる情報量が圧倒的に少ないためであり、それはこの段階では公事が行なわれないからというよりも、家長である師茂が入手しうる情報の質と量の制約に起因するところが大きいように思われる。

『師守記』本文で目に付くものに、朝廷訴訟審議機構としての文殿・記録所についての記述がある。しかし、これらについて、師守の記述は概して簡単である。²⁸「不参」「無之」が多く、それらが機能していたのか疑わしく思えるほど、活動の停滞が窺えることが一因と考えらえる。

ところが、このような記述がほぼ一変するところがある。その契機は、貞治元年（一三六二）十月三日本文に記された記録所寄人結番交名によって、ほかならぬ師守自身が記録所寄人に補せられたことが確認されたからである。²⁹文殿廻文の紙背文書が残っている康永三年（一三四四）四月の『師守記』本文・裏書には文殿廻文はひとつも写されず、貞治元年（一三六二）十月記も同様であるが、貞治元年（一三六二）十一月記になると、本文に一通、

裏書に二通が写されている^②。日記の記述自体が増えているのであるが、記録所の活動の記述も多くみられる。新任・師守の気負いを感じないわけにはいかないが、師守は師茂から訴訟文書を回覧されるようになり、そもそも入手できる情報量が増えていることは間違いない。これは記録所・文殿が朝廷訴訟審議機構に位置付けられ、外記が文書の専門家として寄人に任じられたことから起こる新たな職能である。しかし、この時期について、森茂暁は朝廷訴訟審議機構の縮小・統合を指摘している^③。師守の努力の結果は、限定された場面での精緻化において、参照利用が期待できたということになるうか。

以上を、文書を受け取って日記に記す場面に置き換えてみよう。受け取った文書を本文に続けて書くか、裏書に書くか、文書の内容・性格によって一定の基準が設けられていたとは考え難い。その時々判断に拠っている。そして、日記に書き写すことがなかった文書は、一定期間保存され、再利用に回された。こうして、紙背文書が成立する。

なお、『師守記』暦応四年（一二三四）三月十八日条本文には、大炊寮領撰津国豊島中条六車御稲田を論所とする同年二月二十七日足利直義裁許状が書き写されている。この日付の差は、実際に下知状がもたらされたその日に記されたためである。暦応二年（一二三三）八月二十九日条紙背の大炊寮領撰津国豊島中条六車御稲田雑掌善覚重申状は、建武四・五年（一二三三・一二三三）以来の撰津国御家人走井孫九郎らによる供御米の抑留停止を要求している。この申状は本文の終わり近くで切れていて、年次を明らかにすることはできないが、建武五年以後のものであることは確実である。このような相論は実際に解決することは難しいので、暦応二年（一二三三）八月二十九日以後、再々度の訴状が出された可能性もある。そのような結果の直義裁許状であるから、当然、大炊寮領を管領する師守の家としては公験として保管したと考えられる。とすれば、日記に書き写された文書はそれで廃棄されたの

ではなく、それもまた保存されたとみるべきであろう。

三 紙背文書

(一) 八朔の書状群

『師守記』紙背文書のうち、一定のまとまりがみられるのは、内容に注目すれば、訴訟関係文書、文殿廻文、八朔に関する書状、家領に関する文書群（訴訟関係を含む）が挙げられる。

このうち、八朔の書状については、他のまとまりと異なり、少しずつ料紙に利用された結果がひとつのまとまりとして把握できる。康永三年（一三四四）八月十一日条頭書との対応によって年次の推定が可能であり、そこから、書状と同じ年次の八月の記事を記す料紙に利用されていることが特徴として挙げられる。師守は家で受け取った八朔の書状を、あまり間を置かず再利用に回しているのである。

これは、どのような意味を持つのであろうか。紙背文書の一般的理解に従えば、書状は長く保管する必要もないので、料紙として再利用される。『民経記』紙背文書について分析した大村拓生の指摘を援用すれば、たまたま手元にあった、不要となったばかりの書状の裏を料紙として使ったということになる。この場合は、不要と判断されて再利用されるまでがきわめて短期間であったこと⁵⁶になる。

あるいは、誰から八朔の慶が来たかということを記録する必要があつて、紙背文書としたのであれば、他の年にも同様の事態が確認できるはずである。しかし、他の年の八月にはそのようなまとまりを見出すことはできず、記録の必要があつたとは判断し難い。それでは、康永三年（一三四四）に限り八朔の書状がまとまって再利用された

のは何故か。

師守が書き物をするのは、この『師守記』だけではない。師茂への問い合わせであっても、勘文や、書写を依頼された日記など、師守の筆もしくは指示によるものがあつたと考えられる。大村拓生は、『民経記』と共通する紙背文書を持つ『弁官補任』の存在を指摘している。³⁶藤原経光が筆を執つたのは、『民経記』だけに限らないのである。とすれば、前述の問いはそれ自体が無意味となる。他の年、他で利用された、その年の八朔の書状の行方は現状では不明とせざるを得ないが、『師守記』以外での利用がなかつたということはできない。言い換えれば、不要と判断された文書の再利用は、すべてが『師守記』に反映しているわけではないことになる。とすれば、「日記の家」が必要とする料紙の量は予想以上に多かつたのではないか。紙背文書が存在する理由があらためて窺われよう。

(二) 紙背文書の年次からみる文書管理

つぎに、現存する『師守記』の紙背文書のうち、年次が記されているものに注目して、それがいつの日記本文の紙背となっているかをみてみよう。年次の記載がある以外に、年次が確定できるものと後筆の可能性がある付年号を「」で示し、抽出した。後年の『師守記』には、勘例と思われ、裏書に相当するものと紙背文書の区別がつき難いものもあり、これらは除外した。以上の作業の結果が表である。

具中暦・仮名暦については、当該年次が終わると直ちに再利用されたものが複数年にあり、八朔の書状と同じように不要↓再利用の判断は早かつたことがわかる。

文殿廻文では、康永二年（一三四三）のものが一利用されているほかは、康永三年（一三四四）一月～四月のものが集中的に現れている。康永三年（一三四四）四月九日付の廻文は同年七月の日記に利用されているので、不

表 『師守記』 紙背文書の年次

巻次	記事の年月	年次が判明する紙背文書
1	暦応2年 (1339) 7-9月	[建武5年 (1338) 以後] 訴状
2	暦応2年 (1339) 10-12月	建武2年 (1335) 2月日訴状 + 副進文書
7	康永元年 (1342) 4-6月	康永元年 (1342) 6月11日廻文
11	康永3年 (1344) 6月	康永2年 (1343) 9月5日文殿廻文
12	康永3年 (1344) 8月	[康永3年 (1344)] 8月書状
14	康永4年 (1345) 2月	康永3年 (1344) 12月22日年貢請取状
18	康永4年 (1345) 7月	康永3年 (1344) 4月9日文殿廻文
29	貞和5年 (1349) 7-8月	康永3年 (1344) 閏2月10日文殿廻文・同年3月12日 (3通)、同年3月25日 (2通)、同年3月25日文殿廻文、同年2月11日文殿廻文・同年3月3日文殿廻文・同年3月12日・同年4月1日文殿廻文
30	貞和5年 (1349) 9月	康永3年 (1344) 2月12日文殿廻文・同年2月19日文殿廻文 (2通)・同年2月26日文殿廻文 (2通)・同年3月3日文殿廻文 (2通)、同年1月27日文殿廻文 (2通)・同年1月28日文殿廻文・同年1月29日文殿廻文・同年2月25日文殿廻文・同年2月25日文殿廻文 (2通)・同年2月26日文殿廻文
32	貞和5年 (1349) 12月	康永3年 (1344) 1月29日文殿廻文 (6通)・同年2月11日文殿廻文・同年2月12日文殿廻文
39	貞治2年 (1363) 閏1月	貞治元年 (1362) 12月25日奉書・同年12月25日年貢借用状
42	貞治3年 (1363) 2月	正平7年 (1352) 3月9日請文、文保2年 (1318) 3月日訴状、文保元年 (1317) 6月日、文保元年 (1317) 5月日 (2通)
43	貞治3年 (1364) 2-3月	文保2年 (1318) 2月28日六波羅御教書、文保元年 (1317) 12月日訴状、文保元年 (1317) 2月21日六波羅御教書 (3通)、文保元年 (1317) 12月日訴状、文保2年 (1318) 3月日訴状、文保2年 (1318) 3月日訴状 (前欠)、[文保元年 (1317)] 6月11日拳状、承久3年 (1221) 8月24日関東下知状
44	貞治3年 (1364) 4月	延慶4年 (1311) 3月16日中原俊茂讓状、貞和2年 (1346) 2月10日尼めうゑん讓状、貞和5年 (1349) 2月10日かうしゆ女讓状、康永元年 (1342) 6月20日諸官評定文、康永元年 (1342) 6月20日檢非違使別当宣、康永元年 (1342) 6月20日檢非違使序下文、正治元年 (1199) 9月8日官宣旨、正和5年 (1316) 4月27日請文 (家領年貢進上) 2通、[貞和元年 (1345) 8月以降] 目安、建武3年 (1336) 8月13日足利尊氏御判御教書2通
45	貞治3年 (1364) 5月	貞治2年 (1363) 9月26日斯波義將奉書2通、貞和4年 (1348) 7月日訴状
56	貞治6年 (1367) 4月	[文和3年 (1354)] 5月22日書状、文和3年 (1354) 5月日目安
57	貞治6年 (1367) 5月 (1-9日)	建武2年 (1335) 9月日宣命、建武5年 (1338) 8月□□日宣命
58	貞治6年 (1367) 5月 (10-30日)	貞和4年7月1日 (1348) 文殿廻文、元弘元年 (1331) 12月日勘文、永仁7年 (1299) 6月3日伏見院宣、弘安8年 (1285) 7月10日奉書
61	貞治6年 (1367) 8月	貞治6年 (1367) 6月訴状

要↓再利用に至る期間は、数か月ほどであったとわかるが、この廻文の前後の日付の廻文が貞和五年（一三四九）七月～十二月にまとまって再利用されている。これらのまとまりと単独で利用された康永三年（一三四四）四月九日付の文殿廻文に、論所が家領であるか否かといった訴訟人との関係で異なる点は見出せない。とすると、管理の違いは内容とは無関係であったことになる。この点、もう一通、康永二年（一三四三）の廻文が単独で紙背文書となっていることは、この不規則な文書の管理方法を想定することの不自然さを少しだけ解消する。師守の家での文書管理は少しばかり厳密さを欠いていたのである。

自筆書き継ぎ本であることを前提として、紙背文書の年次と表の日記の年次の差を、不要↓再利用に至る期間とみると、①比較的近接しているもの、②やや離れているとみられるもの、③紙背文書の年次がやや長期にわたるもの、以上三つに分けられる。家領など家政文書では、上の三種がいずれも確認できる。全体の傾向として、はじめ①が多く、③は現存する『師守記』の終わりの方にみられる。②は、前述の文殿廻文のほか、建武二年（一三三五）、文保元年（一三一七）年～二年（一三一八）の訴訟文書などにみられる。建武二年（一三三五）のものは庭中訴状とその副申文書であり、本来ひとつのまとまりである。文保元年（一三一七）～二年（一三一八）のものは、大炊寮領に関するもので、因幡国四部保についての文保元年（一三一七）五月日訴状（一通は年貢抑留の停止要求、もう一通は検注実現要求）、河内国河内郡御稻についての文保元年（一三一七）五月日訴状と（年次）五月十四日中原師茂挙状、河内国石川郡四条御稻についての文保二年（一三一八）三月日訴状である。河内国内を論所とする二通には、見七消子による修正がある。師茂の挙状は六波羅探題・北条維貞を宛て先としており、正文ではない。いずれも挙状が発給された際の控えとみることができよう。これらは、大炊寮領について六波羅探題に訴えるという共通項があり、あわせて年次の近接が挙げられる。これらの特徴が、紙背文書としてひとつのまとまりとなってい

る理由であるとすれば、不要と判断される以前もこのようにまとまっていたと推定することができよう。そして、これらの訴状に対して発給された可能性がある六波羅御教書／下知状は紙背文書にみられないことから、少なくとも、訴状・拳状といっしよには保管されていなかったと考えることが可能である。

使節／守護に発向を命じた御教書であっても、それによって利益が実現すれば間接的に訴人に利益をもたらしたとみることはできる。したがって、手続き文書とは別に保管されたと考えられることもできよう。ただし、貞治三年（一二六四）五月記紙背の貞治二年（一二六三）九月二十六日斯波義将奉書二通は、元弘以後新恩地の年貢救済^①を両使に命じる正文であり、再利用されるまでの期間もそれほど長くはない。文殿廻文の事例と同様とみてよく、師守の感覚では、このような文書が手続き文書と認識されたのであろう。

③に相当するのは、まず貞治三年（一二六四）四月記の紙背文書である。これらは、年次は長期にわたっているが、概ね論所ごとに再利用されており、ひとつの論所ではひとつの年次か、ほぼ近接したまとまりとなっている。もっとも長いもので、四条坊門大宮の屋地に関して延慶四年（一二二一）から貞和五年（一二四九）に及んでいる。このなかには、康永元年（一二三二）諸官評定文・検非違使庁別当宣・検非違使庁下文による安堵が含まれており、さらにその後の譲与安堵申請の際の副申文書の控えもしくは案文ではなかったかと推定されるが、当の譲与安堵申請に関する文書はみあたらない。これらの紙背文書には、大炊寮領に対する国役免除の正治元年（一一九九）九月八日官宣旨や建武三年（一二三六）八月十三日足利尊氏御判御教書二通のように家領に関わるものも含まれているが、いずれも案文であり、公験として保管されるべきものではなかったであろう。注意すべきは、これらの紙背文書がおよそ論所ごとになっていて、年次は考慮されていないようにみえることである。当事者として保管したのではない、訴訟関係（上申）文書であれば、関与した時期の近いものがまとめられてよいように思われる。再利用さ

れる前の段階では、内容による簡単な整理が行なわれただけであり、しかし、記された年次は古い案文が残されていたと考えなければならない。

いまひとつ、一見すると③に相当するものに、貞治六年（一三六七）五月（十〜三十日）記が挙げられる。この紙背には、貞和四年（一三四八）七月一日文殿廻文、元弘元年（一二三二）十二月日勘文、永仁七年（一二九九）六月三日伏見上皇院宣、弘安八年（一二八五）七月十日奉書が含まれており、年次はやや間隔が空いている。しかし、文殿廻文を除けば、残る三通には伊勢神宮の遷宮に関する記載がある。ここでも、年次ではなく、内容によるまとめがなされていたとみることができよう。

以上のようにみてくると、八朔関係も年次によるまとめとみることが可能であるが、内容でもまとまっている。師守が紙背を利用した文書は、再利用される前の段階で内容によって簡単にまとめられていたとみることができよう。家領に関わったのみの文書もまた、内容によって分けられていたのである。参照のために保管するのであれば、いし上申に関わったのみの文書もまた、内容によって分けられていたのである。参照のために保管するのであれば、この方法は有効である。外記の勘申機能は、このような整理・保管方法があつて機能したと考えられよう。

あらためて『師守記』紙背文書を概観すると、現存する日記の終わり近くである貞治年間には、案文であつても貞和年間（一三四五〜一三五〇）後半がひとつの下限となっているようにみられる。一方、康永四年（一三四五）末から貞和年間（一三四五〜一三五〇）には康永三年（一三四四）あたりの文書が利用されている。そして、暦応二年（一三三九）十〜十二月記に建武二年（一三三五）二月日の文書が用いられ、前述の貞治三年（一三六四）二月記と貞治三年（一三六四）二〜三月記に文保元年（一三一七）〜文保二年（一三一八）の文書が用いられ、貞治六年（一三六七）四月記に文和三年（一三五四）の文書が用いられるという変則をみせながら、概ね、年次が新し

くなるにつれ新しい紙背文書を用いているといえようが、変則を重視すれば、再利用される文書の年次に明確なルールはないことになる。

以上から、師守が文書を受け取ってから再利用に至るまでを復元的に考察してみよう。まず、師守は受け取った文書のなかから不要とされるものを選び出し、とくに間を置かず料紙として再利用する。一方、外記の家として受け取った文書は、少なくとも数年以上保管されるが、のちに参照する（勘申のために利用する）可能性が少ない文書は、不要な文書に紛れて再利用されることもあった。業務として受け取った文書であっても、重要でないと判断された文書は再利用されたのである。これらの文書は、記録類とともに家の文庫に保管されたと思われる。家の文庫に保管される文書・記録は、日常的な参照利用に決して不便であったとは考えられず、外記の家の勘申機能の前提を担った。こうして保管された文書は、年次ではなく、内容によって簡単に整理されていたが、整理の基準は厳格に設けられていたわけではなく、内容の共通性を持った特定の年次というまとまりもなかった。これらの文書も恒久的に保管されたのではなく、再利用に回されたものもあったが、参照の可能性がある年限（保存年限）もまた厳密ではなく、五年程度から十年以上に及ぶこともあった。また、保存年限が経過したから再利用に回されるのではなく、再利用される文書群が抜き出される段階で、異なる期間を経過した文書群が選び出された。

これらをまとめれば、①現用文書（参照される文書）にもならず廃棄⇨再利用された文書があった、②現用文書とされるはずであったが、そうならずに廃棄⇨再利用された文書があった、③現用文書が廃棄⇨再利用の対象となつた（その段階で非現用文書となつた）、のようにまとめられる。以上が、厳格に運用されたのではないこともあらためて指摘しておきたい。

むすびにかえて

以上、本稿では、『師守記』を対象に、文書が再利用されて紙背文書となる過程を考え、これを文書管理史の視点から再構成してみた。師守が文書を整理・保存し、再利用するに当たって明確なルールを設定し運用していたと確定することは困難であるが、振幅のなかに一定の傾向があったように思われる。

このような作業は、紙背文書を史料として利用するに際しての前提を確保する基礎的な史料論の一端であるが、同時に、日本中世の文書管理史を志向するものでもあり、複数の専門領域にまたがるものである。日本近世史では、アーカイブズの歴史的研究はひとつのジャンルとして定着した観があるが、古代・中世史ではなお途上にあるといつてよいであろう。あるいは、そのような展望は持つべきではないのか。

中野目徹は、瀬畑源『公文書をつかう―公文書管理制度と歴史研究―』への書評で、歴史研究者がアーカイブズから遠ざかる傾向を批判的に指摘した⁽³⁹⁾。中野目のこの主張は、瀬畑の著書にみえる利用者としての歴史研究者の視点からの提言を評価し、アーカイブズの現場から遠ざかつてはならないこととはあるという点に含意があると思われる、その点にはまったく同意する。ただ、歴史研究者がアーカイブズから遠ざかるのは何故かを考えたとき、歴史研究者だけが一方的に批判されるのは疑問である。むしろアーカイブズの側が、歴史学からの自立を主張するなかで、歴史研究者を排除するような指向が一部にあったのではないか。

日本ではアーカイブズ学は新しい分野であるが、本来自立した専門領域である。しかし、多くの領域にみられるように、アーカイブズ学でも他の専門領域と複合する場面は多い。本稿は史料論にアーカイブズ学の視点を導入したものであるとともに、アーカイブズの歴史的研究として文書管理史の一端を志向した。これにより、史料論と

しては紙背文書の成立過程を部分的にはあるが再構成できたと考える。では、アーカイブズの歴史的研究の意義は？ 私は、それ自体が固有の課題であると考えるときにも、アーカイブズの現場にフィードバックされる多様な論の提示が挙げられると考える。それが現場感覚を持つアーキビストによって直接行なわれ、再び現場に還元されることの意義は大きい。同じ意味で、歴史研究者がアーカイブズから遠ざかることはアーカイブズとアーカイブズ学にとって資するものではない。このように考えたい。

註

(1) 網野善彦は、最晩年の著作である『宮本常一「忘れられた日本人」を読む』(二〇〇三年、岩波書店、のち岩波現代文庫、二〇一三年)においても、こうした理解を述べ、とくに農業以外の世界の文書は、「とくに保存する必要もない」ので残っておらず、それらが転用された結果としての紙背文書の重要性を指摘する。一度は文書として作成され、なかには将来の参照に利用できるかもしれない情報が保管されない理由が、農業とそれ以外の世界になぜ生じるのか、考えていかなければならない問題であろう。

(2) 一例として、鳥居和之・橋村愛子「圓藏寺所蔵『紺紙金字法華経』について」名古屋博物館『研究紀要』第三四巻、二〇一一年、名古屋博物館。鳥居の直話によれば、紙を文書として利用するためには、墨の滲みを抑えるため、料紙を

敲打して表面の小さなケバを押さえて滑らかにしておく必要がある。文書として利用された紙は、既にこの処置を済ませているので、紙の再利用は実は一手間省略できる利点がある。この理解が紙背文書にも適用できれば、文書の裏を利用する行為は、紙が高価で入手困難であるためばかりでなく、再利用には積極的なメリットがあつたことになる。紺紙金字経の墨書調査については、橋村愛子「紺紙金字経と隠れた墨書・墨印」(『古文書研究』第七三号、二〇一二年六月、日本古文书学会編・吉川弘文館刊)がある。

(3) 末柄豊「『実隆公記』と文書」五味文彦編『日記に中世を読む』、一九九八年、吉川弘文館。

(4) 田中稔「紙背文書」『中世史料論考』、一九九三年、吉川弘文館、初出は一九八〇年。

- (5) 二〇〇五年、東京堂出版。
- (6) 二〇一一年、ミネルヴァ書房。
- (7) 佐藤進一『新版』古文書学入門（一九九七年、法政大学出版局、旧版は一九七一年）のような独習書が刊行されないことが、古記録学の困難さを象徴している。
- (8) 『中世の日記』（国立歴史民俗博物館企画展示図録）、一九八八年、歴史民俗博物館振興会。尾上陽介『「民経記」と暦記・日次記』五味文彦編『日記に中世を読む』一九九八年、吉川弘文館。遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』第二部第一章「中世における具中暦の性格と変遷」第二章『兼仲卿記』にみる暦記の特質」、二〇一一年、吉川弘文館、初出は二〇〇三年、二〇〇八年。
- (9) 河音能平編『世界史のなかの日本中世文書』、一九九六年、文理閣。
- (10) 河音能平編、一九九六年、東京堂出版。
- (11) 田中克行『中世の惣村と文書』、一九九八年、山川出版社。
- (12) 岩元修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』、吉川弘文館。高橋一樹『中世荘園制と鎌倉幕府』第三部「鎌倉幕府の訴訟文書体系」、二〇〇四年、塙書房、初出は一九九六年、二〇〇二年。
- (13) 山陰加春夫『中世高野山史の研究』第一部「文書・帳簿保管システムの構築と転換」（一九九七年、清文堂出版、初出は一九九五年・一九九六年、二〇一二年新編）、山岸常人『中世寺院の僧団・法会・文書』第二部「文書とその保管」（二〇〇四年、東京大学出版会、初出は一九九二年・一九九九年）など。
- (14) 上島有『中世花押の謎を解く 足利将軍家とその花押』、二〇〇四年、山川出版社、上島有「東寺百合文書からアーカイブズ学へ」『アーカイブズ学研究』第五号、二〇〇六年十一月、日本アーカイブズ学会、上島有「中世日本の紙ーアーカイブズ学としての料紙研究」前編・後編、日本史料研究研究会研究叢書9-1、9-2、二〇一一年、日本史料研究学会など。なお、上島有が日本アーカイブズ学会で発表した際、会場から「あなたの研究はアーカイブズ学といわなくてもよいものではないか」という趣旨の発言があった。不遜を承知で言えば、私は、上島が新しい研究視角を積極的に取り入れていこうとする姿勢に学びたい。また、他者がどのような意識のもとでいかなる方法を採用するかは、研究者の根幹に関わることではないかと思う。発言者はこの点に自覚的であったのか疑問である。
- (15) 松井輝昭『畿島文書伝来の研究ー中世文書管理史論ー』序章、二〇〇八年、吉川弘文館。
- (16) 松園斉『日記の家ー中世国家の記録組織ー』第一章「中世の外記」、一九九七年、吉川弘文館、初出は一九八七年、一九九四年。
- (17) 遠藤珠紀『中世朝廷の官司制度』（前掲）。
- (18) 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』第三章「北朝の政務

運営」第一節「光厳上皇院政」第二節「後光厳天皇親政」

一九八四年、文献出版、二〇〇八年増補改訂。

- (19) 齋木一馬「古文書と古記録」『齋木一馬著作集1 古記録の研究上』、一九八九年、吉川弘文館、初出は一九七八年。齋木は、草稿本は「おおむね廃棄されたであろう」とする。近年でも、高橋秀樹「古記録学入門」が清書本と草稿本という理解をほぼ踏襲している。また尾上陽介「中世の日記の世界」(二〇〇三年、山川出版社「日本史リブレット」)は、数日分をまとめて書くことがある場合を前提として、その日の記事をその日に書いた事例を具体的に紹介している。

- (20) 自筆(および自筆に準じる)清書本を写本と理解すれば、紙背文書の年次比定についての原則は当然適用されないの、議論の余地はなくなる。しかし、『明月記』のように、本人以外が清書を行なう部分があっても(広義の)自筆本と理解されるように、自筆清書本を写本とすることには違和感がある。

- (21) 大村拓生「日記の記録過程と料紙の利用方法」河音能平編『中世文書論の視座』、一九九六年、東京堂出版。

- (22) 尾上陽介「中世の日記の世界」(前掲)は、文書を再利用する場合、まず日記を書くための巻物を作り、必要に応じて、そこに文書を貼り継ぐことを想定している。これに対して、大村が『民経記』の分析によって得た理解では、必要なだけの料紙を貼り継いで日記を書き、また必要なだけを貼り継ぐ

ものとなる。

- (23) 大村拓生「日記の記録過程と料紙の利用方法」(前掲)も料紙の利用を議論しているが、大村がその先に考えているのは日記の史料論であり、後述するように日記の料紙に利用される文書の管理を課題とする本稿は、視線の方向が異なる。

- (24) 尾上陽介「『民経記』と暦記・日次記」(前掲)では、むしろ毎日書き継いだことが強調される。また、ひとりの日記に双方の書き方が混在していることもあり、両者の認識の違いは、まとめて書いたか、毎日書いたかの判断が容易でないことを示すものである。

- (25) 尾上陽介「中世の日記の世界」(前掲)。
(26) 松蘭齋「日記の家—中世国家の記録組織—」(前掲) 第三部「中世国家の記録組織」。

- (27) 貞治二年(一二三三)正月十五日条本文では、坂上明宗は「徳大寺文庫」に文書を預けていると答えている。坂上明宗は自己の管理下に文書を置いておくのが不安であったらしく、貞治六年(一二三六)八月三十日条でも師守の家に文書を預け、同年九月十五日条でも同様に依頼してきている。

- (28) 近年では、原美和子「南北朝期における平清盛の日宋交渉への評価について」(『室町時代研究』第三号、二〇一一年十月、室町時代研究会)が、『師守記』などを利用した研究を発表している。

- (29) 松蘭齋「中世後期の日記の特色についての覚書」『日本研究』

第四四集、二〇一一年十月、国際日本文化研究センター。

- (30) 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』第三章「北朝の政務運営」第一節「光厳上皇院政」第二節「後光厳天皇親政」(前掲) がこのような理解を示している。

- (31) これ以前の『師守記』の残存状況も影響しているかもしれない。

- (32) 同じような記録所廻文が本文に記されたり、裏書に記されたりすることから、裏書が後日作成されたインデックスとはいい難いことがわかる。

- (33) 森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』第三章「北朝の政務運営」第一節「光厳上皇院政」第二節「後光厳天皇親政」(前掲)。

- (34) 暦応二年(一三三九)八月二十八日条本文と二十九日条本文をみくらべると、同じ文字の書き癖がやや変わっており、行頭の位置も変わっている。書式設定が変わったような印象であり、二つの日付をまたいで一気に清書したものともみるこ

とは難しい。よって、この条の料紙として紙背文書が再利用されたのは、日記本文の日付からほとんど離れていないと考えてよい。

- (35) 森茂暁「藤原兼仲の職務と紙背文書」(鎌倉時代の朝幕関係、一九九一年、思文閣出版)が、このような関心から、訴状が裁判機関に提出されてから反故になるまでの時間を問題にしている。

- (36) 大村拓生「日記の記録過程と料紙の利用方法」(前掲)

- (37) これは、『中世法政史料集』第二卷「室町幕府法」(一九五七年、岩波書店)参考資料第三五条「元弘以後新恩地以下年貢事」の適用事例である。

- (38) 瀬畑源『公文書をつかう—公文書管理制度と歴史研究—』、二〇一一年、青弓社。

- (39) 中野目徹「書評・瀬畑源『公文書をつかう—』」『歴史学研究』第九〇三号、二〇一三年三月、歴史学研究会編・青木書店刊。

〔付記〕本稿は、二〇一一年度南山大学パツへ研究奨励金I—A—2による研究成果の一部を含んでいる。

much more important. The secondary class documents were transcribed to the reverse. The way of his transcription of the documents reflects the decision of their necessity. The autographic log suggests the part of records management.

Records Management Seen in the Documents
Written on the Reverse of the Sheets of
Moromori-ki (NAKAHARA Moromori's Log)

NAGAI Eiji

Abstract

In this paper, the author considered the record management by lower bureaucrats in the medieval Japan through the analysis on documents which were written on the reverse of the Sheets of *Moromori-ki* (NAKAHARA Moromori's log).

Existing *Moromori-ki* are written by NAKAHARA Moromori himself and are not fair copies. He wrote his logs everyday or each few days on the reverse of unnecessary documents. So the order between the reverse-side documents and front-side log are very clear. This point is the basis of the analysis in this paper.

Moromori's patriarch was inquired various information of aristocracy in the medieval Japan. It was the one of his family's duties. He surveyed and answered some precedents and often transcribed them to the reverse of log sheets. As we can see the reverse of the sheets of scroll, the reverse-side is secondarily important position. So the documents written on the reverse-side of scroll were not only unnecessary but sometime preserved.

When Moromori and his family received the document, they judged its necessity. Unnecessary documents were reused as forms of log and some books in a matter of months. The rest were preserved in Moromori's family library for a few years or over one decade. I cannot determine their retention period, but sometime they were judged again. Then the documents not required were reused as forms.

Moromori transcribed some documents to the front side of his log. They were